## 告 示

## 埼玉県告示第八百十八号

法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、同 の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

四 - 四 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5	埼玉県第四七六号消石	四七五号 生石灰		副産	登録番号 肥料
肥 カ 肥 カ 料 ル シ シ シ	灰灰灰				の種類
	代表者の変更	株式会社	の 増 設	所 社 夕	変更事項
変 更 後	変更前	Î	変 更 後		変
ļ	七· 文文帝史 奇山 春 区	代表取締役 中 原 宏	埼玉県飯能市茜台三の四東京工場 東京工場 東京工場 を下五十一の一	- 五 県 ガー H	更 内 容

六七〇号	埼玉県第	六六九号	埼玉県第	六 匹 九 号	埼玉県第	五九一号	埼玉県第	五二三号	埼玉県第	五〇〇号	埼玉県第	四八九号	埼玉県第
<u></u>	第一消石灰	<u> </u>	第一消石灰	<b>一</b>	第生石灰	<u> </u>	第一消石灰	<u>号</u>	第一消石灰	<u>号</u>	第生石灰	<u> </u>	第一消石灰
	<i>D</i> <												